

## 令和元年小野町議会定例会 12月会議

### 議事日程 (第1号)

令和元年12月5日(木曜日) 午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議会運営委員長報告
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第61号 令和元年度小野町一般会計補正予算(第5号)  
〔上程、説明、質疑、以下日程第8まで同じ〕
- 日程第 5 議案第62号 令和元年度小野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 6 議案第63号 令和元年度小野町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 7 議案第64号 令和元年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 8 議案第65号 令和元年度小野町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 議案第66号 会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例について  
〔上程、説明、質疑〕
- 日程第10 議案第67号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について  
〔上程、説明、質疑、以下日程第14まで同じ〕
- 日程第11 議案第68号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第69号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第70号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について
- 日程第14 議案第71号 小野町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第72号 小野町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて  
〔上程、説明、質疑、採決〕
- 日程第16 議案第73号 小野町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて  
〔上程、説明、質疑、採決〕
- 日程第17 議案の委員会付託
- 日程第18 請願・陳情の委員会付託

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(12名)

1番 渡 邊 直 忠 君

2番 会 田 明 生 君

3番	竹川里志君	4番	宗像芳男君
5番	田村弘文君	6番	籠田良作君
7番	水野正廣君	8番	遠藤英信君
9番	久野峻君	10番	佐・登君
11番	吉田康市君	12番	村上昭正君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大和田昭君	副町長	阿部京一君
教育長	西牧裕司君	総務課長	石井一一君
企画政策課長	吉田吉広君	税務課長	吉田徳一君
町民生活課長	鈴木稔君	健康福祉課長	先崎秀一君
子育て支援課長	宗像喜也君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	郡司功君
地域整備課 副課長	矢吹昌之君	教育課長	佐藤浩君
会計管理者 兼出納室長	吉田ひろ子君	代表監査委員	先崎福夫君

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	吉田浩祥	次長	二瓶淳
書記	吉田靖章	書記	佐藤理恵

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（村上昭正君） ただいまから、令和元年小野町議会定例会12月会議を開きます。  
ただいま出席している議員は12名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。

---

◎議事日程の報告

○議長（村上昭正君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（村上昭正君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員に、会議規則第125条の規定により、議長において、  
4番 宗 像 芳 男 議員  
5番 田 村 弘 文 議員  
を指名いたします。

---

◎議会運営委員長報告

○議長（村上昭正君） 日程第2、定例会12月会議の日程等について、議会運営委員長の報告を求めます。  
議会運営委員長。  
4番、宗像芳男議会運営委員長。

〔議会運営委員会委員長 宗像芳男君登壇〕

○議会運営委員会委員長（宗像芳男君） 去る、12月2日に開催した議会運営委員会の結果について報告いたします。

令和元年小野町議会定例会12月会議の会議日程については、12月5日から12月11日までの7日間を目途に進めることといたしました。

次に、議案の採決方法について、議案第61号及び議案第72号から議案第73号までについては起立採決とし、議案第62号から議案第71号までについては簡易採決により行うことといたしました。

なお、議案第72号から議案第73号までについては、委員会付託を行わず、議案が上程された日に採決を行うことといたします。

また、議案に対する討論がある場合には、最終日前日までに議長へ通告をお願いいたします。  
以上をもって報告といたします。

○議長（村上昭正君） ただいまの議会運営委員長の報告に対し質疑ありませんか。  
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議会運営委員長報告のとおり、定例会12月会議の日程は、本日から12月11日までの7日間を目途に進めることといたします。

次に、議案の採決方法について、議案第61号及び議案第72号から議案第73号までについては起立採決とし、議案第62号から議案第71号までについては簡易採決により行うことといたします。

また、議案に対する討論がある場合には、最終日前日までに議長へ通告をお願いいたします。  
定例会12月会議の日程については、お手元に配付のとおりであります。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（村上昭正君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき出席を求めましたのは、町長、教育委員会教育長、農業委員会会長及び代表監査委員であり、その委任を受けました者の名簿はお手元に配付のとおりであります。

次に、監査委員から例月出納検査報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであります。

これで、諸般の報告を終わります。

---

#### ◎議案第61号～議案第65号の上程

○議長（村上昭正君） 議案の上程を行います。

日程第4、議案第61号 令和元年度小野町一般会計補正予算（第5号）から日程第8、議案第65号 令和元年度小野町水道事業会計補正予算（第2号）まで、5議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

吉田事務局長。

〔議会議務局長朗読〕

---

#### ◎議案第61号～議案第65号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 令和元年小野町議会定例会12月会議が開催されるに当たり、議員各位にはご出席を賜り衷心より感謝を申し上げます。

今定例会におきましては、町政執行上、重要な令和元年度各会計補正予算案件5件、条例の制定案件1件、条例の一部改正案件5件、人事案件2件、計13件の提案を申し上げた次第であります。

以下、その概要についてご説明を申し上げますが、提出議案等のご説明をいたします前に、最近の主な行政諸般の動向について、その一端を申し上げ、議員各位のご理解とご支援を賜りたいと存じます。

初めに、議員各位には11月17日に開催された市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会の応援、更に、同月23日の小野町功労者表彰式へのご出席など、大変お忙しいところご対応いただき感謝申し上げます。

市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会の小野町の成績は、総合44位、町の部22位、選手の皆さんの健闘により、昨年を上回る結果となりました。特に若い力、中学生、高校生の活躍はすばらしいものがあり、来年、更に飛躍が期待できるものと思っております。

また、勝ち進んでおりました市町村対抗福島県軟式野球につきましては、台風19号の影響により、準々決勝を含む残り試合全てが中止となりましたが、すばらしいチーム力を発揮しベスト8に勝ち進んだ小野町に、11月21日、主催者の福島民報社より八強賞の表彰が行われました。

駅伝、野球それぞれの小野町代表の選手の皆さん並びに関係者の皆さん、そして応援に駆けつけてくださいました多くの皆さんに対し、深く感謝の意を表するものであります。

さて、全国の広範囲に甚大な被害を及ぼした台風19号であります。小野町におきましても10月12日から13日未明にかけて、これまでに経験したことのない記録的な大雨に伴い、町内各地区で多くの土砂災害、道路の冠水、また、床上浸水、床下浸水等の被害が発生したところであります。被災された町民の皆様に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

また、今回の災害対応に当たり、夜を徹した不眠不休のご対応をいただきました消防、警察等の関係機関、団体、そして自主防災組織の皆様には、改めて感謝を申し上げます。町といたしましても、被害状況を把握し、道路、河川等の公共施設の早期復旧はもちろん、被災された方々が一日も早くもとの生活を取り戻していただけるよう、必要な施策に取り組んでいるところであります。

台風19号被害等の対応経過について申し上げます。

住宅等に関する件について、浸水被害住宅等の消毒についてであります。床上浸水10棟、床下浸水48棟、合計58棟の住宅等に浸水被害があり、10月15日より消毒作業を実施し、消毒希望のあった全ての住宅等の消毒作業を終了しております。

次に、被災した住宅の応急修理についてであります。11月12日より受け付けを開始し、対象となる住宅6棟について全て応急修理申込書を受理し、事業を進めているところであります。

次に、罹災証明書等の交付状況につきましては、現時点で交付申請を受けました45件、被害住宅等認定調査

も終了し、全てに証明書の発行が済んでいる状況であります。

次に、公共土木施設災害に関する件について、10月末時点の町内国県町道における路肩崩落、のり面崩落、倒木等による被害は113カ所、県または町管理河川における護岸崩壊等の被害は39カ所となっております。

対応経過としましては、道路におけるのり面崩落等により、車両等の通行に支障のある箇所の応急復旧を順次行い、現在は大規模な災害箇所における復旧工事に向け、国の補助を受けるための災害査定受検の準備を行っております。今月9日より災害査定を受けることとなっており、災害査定申請箇所数は、道路災2カ所、河川災19カ所、合計21カ所です。災害査定後、工法や事業費が確定次第、順次、災害復旧工事を実施する予定であります。

なお、本定例会に災害復旧工事に係る補正予算を計上しておりますので、よろしくお願いたします。

次に、農道や水路等の農業用施設災害に関する件について、町内全域にわたって、農地や農道、水路が崩落、収穫前の水田が冠水するなどの被害が多数発生しております。ことしは厳しい気象条件の中ではありましたが、農家の皆さんの努力で豊作を期待していただけに、大変残念に思っております。

災害復旧に当たり、大規模な災害箇所については、災害査定受検の準備を行っており、年内に災害査定を受けることとなっております。災害査定申請箇所数は、農地災1カ所、農地用施設災3カ所、合計4カ所です。公共土木施設災害同様、災害査定後、工法や事業費が確定次第、順次、災害復旧工事を実施する予定であります。

なお、公共土木施設災害同様、本定例会に災害復旧工事に係る補正予算を計上しておりますので、よろしくお願いたします。

また、災害査定を受ける箇所以外の小規模な災害箇所につきましては、町単独復旧工事や復旧資材の提供など、農地等災害復旧支援策をまとめ、農家の皆さんにお知らせをしたところであります。今後、国や県、JAとの連携で農業用施設などの再建支援もお示しして参る考えであります。来年春の作付前の完全復旧に向け、努力をして参ります。

次に、被災者に対する減免措置等ではありますが、議会11月第1回会議において、災害発生時に対応できるよう国の基準に合った新たな条例のご議決をいただいたところであります。現在、町民税等の減免の申請方法について、町のウェブサイトに掲載するとともに、既に建物の被害認定調査を行い、減免の対象になる方について申請用紙を送付したところであります。今後、農作物に被害があった方から減免の申請があった場合は、個々の実情を丁寧に聞き取りしながら対応していく考えであります。また、国民健康保険税や介護保険料につきましても減免措置を講じており、町民税同様、減免の対象になる方に申請用紙を送付したところです。

次に、JR磐越東線不通に伴う私立高校生通学支援についてであります。郡山及びいわき方面へ通学する町内の私立高校生の代替バスの運行を行ったところであります。福島県教育庁が運行する県立高校生用のバスに出発時間を合わせ運行することにより利便性を図り、私立高校生などの通学支援を行いました。JR運転再開に合わせ、代替バス運行は終了しております。

ただいま台風19号被害等の対応経過を申し上げましたとおり、道路、河川、農地、農道等の被災箇所等の復旧に向け、取り組みを進めているところであり、被災された方々が一日も早くもとの生活を取り戻していただけるよう、必要な施策に取り組んで参りますので、議員各位のご指導、ご支援を賜りますよう、改めてお願い

を申し上げます。

次に、昨年11月21日、飯豊地区の住宅火災により7名のとうとい人命が失われてから1年が経過いたしました。改めてお亡くなりになられた方々に衷心よりご冥福をお祈り申し上げます。

町としましては、このような痛ましい火災事故を受け、二度と繰り返すことのないよう、安全・安心なまちづくりに向け、住宅用火災警報器設置の助成制度を設け、消防団のご協力も得ながら、未設置世帯の把握と設置の呼びかけを行い、警報機未設置の解消に向け、取り組みを進めており、現在、92%以上の設置率となっております。引き続き、未設置世帯への設置について働きかけを強く行って参ります。また、これからの季節は空気が乾燥するため、火の取り扱いには十分注意するよう注意喚起に努めて参ります。

次に、本年度の農作物の状況についてであります。今年度は春の渇水に始まり長い梅雨、7月下旬からの高温、更に先ほど申し上げました台風19号の影響もあり、全般的には各農家の皆さんにとって苦勞の多い年だったと考えております。

水稲につきましては、農林水産省が公表した10月15日現在の福島県中通り地方の作柄概況は、やや良ではありましたが、収穫時期の台風直撃により収穫ができなかった圃場も見受けられました。小野町産の米の品質は、カメムシによる被害が大きく、11月末現在の一等米比率は昨年をやや下回っているところであります。

野菜につきましては、田村農業普及所の情報によりますと、田村地方のトマト、ピーマン、インゲンは長い梅雨の影響で収穫量は減少したとのことであります。

葉タバコにつきましては、福島県たばこ耕作組合によりますと、ことしの厳しい天候にもかかわらず、昨年並みの収量を見込んでおり、今月9日から始まる小野町産分の葉たばこの買い入れが高値で取り引きされることを心から願うものであります。

町の特産品であります黒ニンニクの状況であります。昨年度に引き続き、町内の直売所「おのげんき」のほか、県内ではJAの農産物直売所などにおいて販売、県外では東京都の「日本橋ふくしま館」において販売されております。また、各種イベントの販売等による宣伝効果もあり、販売も順調であると生産組合から聞いております。

次に、町の喫緊の課題である人口減少対策に関する事業等の状況であります。少子高齢化が進む中、地方を創生し、人口減少加速化に歯どめをかけるべく、町の指針である総合計画「未来へ おのまち総合計画」に即し、主要プロジェクトを中心として計画を着実に前進させているところであります。

あわせて、小野町まち・ひと・しごと創生総合戦略、小野町過疎地域自立促進計画に掲げた結婚・出産対策を初め、各種子育て支援施策を一つ一つ進めるとともに、町の魅力向上や町民が望むまちづくりに少しでも近づくよう取り組んでいるところであります。

それでは、具体的に主な事業の進捗状況についてご報告申し上げます。

まずは、子育て支援施策の中心として進めております、認定こども園整備事業についてであります。公私連携幼保連携型認定こども園として整備、運営することとし、事業候補者も決定し、今後、令和4年4月の開園に向け、施設整備、移行準備等を実施していく予定であり、就学前の教育・保育の充実や多様化する保育ニーズに対応し、安心して子育てができ、よりよい幼保連携について対応できるよう、引き続き進めて参ります。

次に、人口減少対策の指針となる、小野町まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂であります。これまで

の事業の検証や課題の洗い出し、今後の対応策などについて、本部会やワーキンググループにおいて検討を行っているところであります。また、10月に予定しておりました、町民の方々や関係機関の代表による推進会議は、台風接近による大雨の影響により中止といたしました。委員の皆様には、これまでの取り組みなどにつきまして書面にて意見をいただいております。アンケートやワークショップでの意見も踏まえながら、計画の改訂を進めて参ります。

次に、活力ある地域経済を維持するための広域的な取り組みであります。こおりやま広域圏連携中枢都市圏について、10月18日に郡山市と二本松市が連携協約を締結し、これにより連携自治体が16市町村となったところであります。

また、10月に発生した台風19号により、こおりやま広域圏においても、河川の決壊や氾濫、各地での土砂災害や家屋損壊など、極めて深刻な被害が広範囲で発生しましたが、早期の復旧、復興、被災者の方々の不安解消に向けての取り組みについて実行するよう、こおりやま広域圏の全市町村長、議長の連名により、内閣府を初めとする中央省庁に要望書を提出したところです。

なお、広域連携の具体的項目の一つである災害対策につきましても、今回の大規模災害を教訓とし、より実効性のある相互支援体制について、検討を深めることが重要と考えております。

次に、石垣市との特産品交流による地域づくり協定に基づく交流事業についてであります。11月2日、3日の2日間、石垣市で開催されました石垣島まつりに参加して参りました。今回は、小野高等学校の生徒10名と小針校長先生にも参加いただき、小野町のブースで一笑漬ドレッシングやトマトうどん、黒ニンニクなどの特産品の販売を行いました。前日11月1日に八重山農林高校で行われた八重農市においては、小野高産の新米の販売を行い、大変好評であったとお聞きしております。また、昨年に引き続き、商工会青年部の協力により、特産品購入者へアイスバーガーを配布し、小野町のPRと市民との交流を行って参りました。

なお、来年1月には、八重山農林高校の皆さんが再度小野町を訪問いただくとの連絡をいただいております。

次に、小野インターチェンジ周辺開発についてであります。構想の具体化に向け、協議を進めているところであります。地域住民と行政が一体となり、持続可能なまちづくりを目指すためにも、本事業の効果を更に高める必要があることから、学術機関などの関係機関とも連携し、より専門的な見地からの研究を行いながら、便利で住みよいきれいな町を目指して参ります。

次に、教育環境の充実に係る小学校統廃合関係であります。小野小学校の校歌については9月末に完成し、開校式での披露に向けて、各小学校で練習を行っております。小・中学校のスクールバスについては具体的な運行方法等が決定し、今後、教育委員会と学校において、通学路やバスの集合場所などの安全点検を行うほか、子供たちの乗車指導を兼ねた試運転を行って参ります。小野小学校の校舎として使用する小野新町小学校環境整備については、計画どおり進捗しており、廃校となる施設等の活用方法については、小学校統廃合準備委員会から参考意見の聴取を行ったところであります。

また、町教育委員会においては、閉校式と開校式に向けた準備を進め、各小学校の閉校記念事業実行委員会においては、閉校記念式典実施に向けた準備や閉校記念誌の作成を行っているところであります。

次に、各種イベント等ではありますが、10月26日、27日の2日間、小野町の文化と産業の祭典「小町ふれあいフェスタ」を小野運動公園で実施しました。今回は、「あぶくま高原新そばまつり」と「レトロカーショー」



が同時開催され、町内外から約1万8,000人が来場しました。交流自治体である広野町のほか、郡山女子大学の参加によるステージイベント、更に各種団体や個人の心のこもった芸術文化作品が展示され、来場者に楽しんでいただきました。

年の瀬を迎え、令和元年も残すところあとわずかとなりましたが、これまで申し述べた事業のほかにも、生活基盤の整備に関する事業、健康増進に関する事業、福祉に関する事業、地域産業の振興に関する事業などの様々な事業に取り組んでいるところであります。

年度の締めくくり、まとめの時期が近づいておりますので、事務事業の成果や課題を逐次確認しながら、町民サービス向上を図り、町民の皆さんが安全で安心して住める町の構築に向け、最大限の努力を行って参る所存であります。

以上、諸般の一端を申し述べましたが、なお一層の議員各位のご指導、ご支援、ご協力をお願いいたしますのであります。

それでは、令和元年小野町議会定例会12月会議に提出をいたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。議案第61号から議案第65号までの令和元年度各会計補正予算5案件につきましてご説明をいたします。

初めに、議案第61号 令和元年度小野町一般会計補正予算（第5号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に3億9,714万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を61億1,355万1,000円とするものであります。

補正の内容について、歳入において増額となる主なものは、国庫支出金において土木施設補助災害復旧費負担金、県支出金において農地等補助災害復旧費補助金、諸収入において相互人事交流職員人件費負担金、田村広域行政組合東京電力株式会社損害賠償金払戻金、町債において土木施設補助災害復旧事業債、公共土木施設小災害復旧事業債などを計上したものであります。減額となるものは、社会資本整備総合交付金、小野小町ふるさと応援金を計上し、最後に、繰入金において財政調整基金繰入金を減額し、収支調整したものであります。

歳出につきましては、まず初めに、春の定期人事異動及び福島県人事委員会勧告などに伴い、該当費目の給料、職員手当等、共済費、退職負担金並びに議員手当の人件費について増減補正を計上しております。

なお、職員人件費につきましては、議案第62号から議案第65号までの各会計補正予算におのおの計上となっているものであります。

次に、増額する主なものといたしましては、総務費において相互人事交流職員人件費負担金、財務会計システム改修業務委託料、防犯灯設置費用、民生費において重度心身障害者医療費、自立支援給付費、ひとり親家庭医療費助成金、衛生費において母子保健情報連携システム改修業務委託料、水道事業会計補助金、農林水産業費において農業次世代人材投資資金、多目的研修集会施設におけるスクールバス専用駐車場整備費用、土木費において飲用水確保対策事業補助金、消防費において消防施設修繕料、教育費において学校施設及び生涯学習施設修繕料、災害復旧費において災害復旧実施設計委託料、災害復旧工事費、予備費などを計上し、減額する主なものといたしましては、議会費において行政調査等旅費、総務費において地域おこし協力隊報酬等、小野小町ふるさと応援寄附金積立金、税務関係委託料、民生費において国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金、衛生費において田村広域行政組合分担金、公立小野町地方総合病院企業団負担金、農林水産業費において多目的研修集会施設屋上防水・外壁塗装工事費、土木費において道路台帳整備業務委託料、支障

電柱等移転補償費、教育費において中学生の翼業務委託料、ふるさと文化の館改修工事費、町民体育館受変電設備更新等工事費、公債費において公債費償還元金、償還利子などを計上したものであります。

次に、議案第62号 令和元年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から72万円を減額し、歳入歳出予算の総額を12億1,647万3,000円とする補正予算であります。補正の内容について、人件費について一般会計と同様に、該当費目の給料、職員手当等、共済費について減額補正を計上しております。

また、歳入におきましては、普通交付金を増額し、人件費繰入金を減額したものであります。歳出につきましては、高額療養費において一般被保険者高額療養費を増額するものであります。

次に、議案第63号 令和元年度小野町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から156万円を減額し、歳入歳出予算の総額を14億7,304万6,000円とする補正予算であります。補正の内容につきましては、一般会計と同様に、該当費目の給料、職員手当等、共済費について増額補正を計上しております。

また、歳入におきましては、国庫支出金において保険者機能強化推進交付金、繰入金において職員給与費等繰入金を増額し、国庫支出金において災害臨時特例補助金、介護保険事業費補助金、事務費繰入金を減額するものであります。歳出におきましては、総務費において臨時職員社会保険料、地域支援事業費において訪問型、通所型サービス業務委託料を増額し、総務費において介護予防、日常生活圏域ニーズ調査業務委託料、介護保険賦課業務委託料を減額し、予備費において歳入歳出の収支調整を行うものであります。

次に、議案第64号 令和元年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に1万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7,130万9,000円とする補正予算であります。

補正の内容につきましては、歳入におきましては、人件費繰入金を増額するものであります。歳出につきましては、一般会計と同様に、春の定期人事異動及び福島県人事委員会勧告などに伴い、該当費目の給料、職員手当等について増額補正を計上しております。

次に、議案第65号 令和元年度小野町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。補正の内容につきましては、一般会計と同様に、該当費目の給料、職員手当等について増額補正を計上しております。

また、収益的収入におきましては、他会計補助金において一般会計補助金、雑収益において工事検査手数料などを増額するものであります。収益的支出におきましては、原水及び浄水費において嘱託員社会保険料、水質検査手数料を減額するものであります。資本的収入におきましては、工事負担金において新規加入者工事負担金を増額するものであります。

以上、議案第61号から議案第65号までの令和元年度各会計補正予算5案件につきましてご説明を申し上げますが、いずれも真に必要な補正予算であります。

なお、細部につきましては、副町長以下、担当課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案の説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（村上昭正君） 暫時休議といたします。

これより、ただいま町長から報告がありました最近の主な行政諸般の内容を記載した書面を配付いたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時38分

○議長（村上昭正君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） なければ再開いたします。

---

#### ◎議案第61号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

初めに、議案第61号 令和元年度小野町一般会計補正予算（第5号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第61号について質疑を終わります。

---

#### ◎議案第62号～議案第65号の質疑

○議長（村上昭正君） 次に、議案第62号 令和元年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から、議案第65号 令和元年度小野町水道事業会計補正予算（第2号）までの4議案について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第62号から議案第65号までの4議案について質疑を終わります。

---

#### ◎議案第66号の上程

○議長（村上昭正君） 日程第9、議案第66号 会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長

吉田事務局長。

[議事事務局長朗読]

---

#### ◎議案第66号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

[町長 大和田 昭君登壇]

○町長（大和田 昭君） 次に、議案第66号 会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例についてありますが、本案につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正する法律が令和2年4月1日に施行されることに伴い、新たに導入される会計年度任用職員の給与及び勤務条件等に関し、必要な条件を定めるため条例の制定を行うものであります。

改正内容につきましては、地方公務員法の一部改正により、特別職の任用及び臨時的任用の厳格化が図られるとともに、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化により、会計年度任用職員の制度が導入され、更に地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員について期末手当の支給も含め給付に関する規定が整備されたことに伴い、会計年度任用職員の給与及び勤務条件等に関し必要な条例を制定するもので、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第66号 会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例についてご説明を申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、関係課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

---

#### ◎議案第66号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第66号 会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第66号について質疑を終わります。

---

◎議案第67号～議案第71号の上程

○議長（村上昭正君） 日程第10、議案第67号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第14、議案第71号 小野町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてまで5議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長

吉田事務局長。

〔議会議務局長朗読〕

---

◎議案第67号～議案第71号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 議案第67号から議案第71号までの条例の一部改正5案件につきましてご説明をいたします。

初めに、議案第67号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案につきましては、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が示されたことに伴い、所要の改正を行うもので、12月支給する期末手当の支給割合を100分の170から100分の175に改め、公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用するものです。

また、令和2年度以降に支給される期末手当の支給割合を均等に配分するため、6月の支給割合を100分の160から100分の167.5に、12月の支給割合を100分の175から100分の167.5にそれぞれ改めるもので、令和2年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第68号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。議案第67号同様、12月に支給する期末手当の支給割合を100分の170から100分の175に改め、公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用するものです。

また、令和2年度以降に支給される期末手当の支給割合を均等に配分するため、6月の支給割合を100分の160から100分の167.5に、12月の支給割合を100分の175から100分の167.5にそれぞれ改めるもので、令和2年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第69号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案につきましては、令和元年10月2日付、福島県人事委員会の職員の給与に関する勧告に基づき、給料月額において、民間

給与との格差を埋めるため、若年層に重点を置きながら、給料表の水準を平均0.09%引き上げと特別職において勤勉手当を0.05月分引き上げるもののほか、住居手当の支給上限額、通勤手当の支給限度額を引き上げる改正であります。

また、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、欠落条項について所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、12月に支給される職員の勤勉手当の支給割合を100分の92.5から100分の97.5に改めるとともに、再任用職員につきましても、勤勉手当の支給割合を100分の45から100分の50に改め、公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用するものであります。

また、若年層の給料表の水準を平均0.09%引き上げるものでありますが、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものであります。

次に、令和2年度以降についてであります。支給される期末手当の支給割合を均等に配分するため、6月に支給する100分の122.5、12月に支給する100分の132.5から100分の127.5にそれぞれ改めるとともに、再任用職員につきましても、期末手当の支給割合を均等に配分するため、6月に支給する100分の65、12月に支給する100分の75から100分の70にそれぞれ改めるものであります。

また、令和2年度以降に支給される勤勉手当の支給割合についても、100分の97.5から100分の95に改めるとともに、再任用職員につきましても、勤勉手当の支給割合を100分の50から100分の47.5に改めるものであります。

更に住居手当について、月額2万500円を超える家賃を支払っている職員の支給上限額を現行の2万7,000円から2万8,000円に改めるため、算定基礎額を1万6,000円から1万7,000円に改め、通勤手当の交通機関等利用者の全額支給限度額を現行の6万3,000円から6万4,000円に改めるものであり、令和2年4月1日から施行するものであります。

次に、欠落条項についてであります。法律の改正により、成年被後見人であることを理由に一律に排除する規定を設けている各制度において、成年被後見人の人権を尊重するとともに、心身の故障の状況などを個別的、実質的に審査して、必要な能力の有無を判断するよう規定の適正化を図ることとされたことから、本条文中の欠落条項排除部分について改めるもので、法律の施行日とあわせ。

○議長（村上昭正君） 町長、ちょっといいですか。

先ほどから、欠落条項とあるんですけども、欠格ではないでしょうか。欠格条項でお願いしたいと思えます。

○町長（大和田 昭君） すみません。全て欠格で訂正いたします。

欠格条項排除部分について改めるもので、法律の施行日とあわせ令和元年12月14日から施行するものであります。

次に、議案第70号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例についてであります。本案につきましては、議案第66号同様、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日施行されることに伴い、新たに会計年度任用職員の制度が導入されること、また、臨時的任用職員及び特別職非常勤職員の任用が厳格化されたことに伴い、関係する11条例について、会

計年度任用職員に関する条文の整備を行うほか、文言の修正及び条文番号ずれも含め所要の改正を行うものであり、令和2年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第71号 小野町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案につきましては、議案第69号の欠格条項改正と同様、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、国の印鑑登録証明事務処理要領が改正されたことから、本条例における印鑑登録の資格要件など所要の改正を行うものであります。

本案においては、成年被後見人は印鑑の登録はできないという規定を改め、印鑑を登録する意思を有し、一定の要件を満たす場合には印鑑の登録ができるよう見直すものであります。

このほか、外国人住民が氏名の片仮名表記を用いた印鑑を登録することができる規定において、住民票を登録している媒体として磁気ディスクに記録しているデータを含めることなどを改正するものであり、法律の施行日とあわせ令和元年12月14日から施行するものであります。

以上、議案第67号から議案第71号までの条例の一部改正5案件につきましてご説明を申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、関係課長等に説明をいたささせていただきますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

---

#### ◎議案第67号～議案第71号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第67号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第71号 小野町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてまでの5議案について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第67号から議案第71号までの5議案について質疑を終わります。

---

#### ◎議案第72号の上程

○議長（村上昭正君） 日程第15、議案第72号 小野町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長

吉田事務局長。

◎議案第72号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

[町長 大和田 昭君登壇]

○町長（大和田 昭君） 次に、議案第72号 小野町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてであります。本案は、本年12月17日で任期満了となります現委員の小野町大字飯豊字行定100番地の3、中村重夫氏を再度、小野町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期につきましては、選任された日から3年の任期となるものであります。

以上、議案第72号 小野町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてご説明を申し上げましたが、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げまして、提案の説明といたします。よろしくお願い申し上げます。

---

◎議案第72号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第72号 小野町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第72号について質疑を終わります。

---

◎議案第72号の採決

○議長（村上昭正君） 次に、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

議案の採決を行います。



議案第72号 小野町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、原案に同意することに賛成する議員の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（村上昭正君） 起立全員であります。

したがって、議案第72号 小野町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第73号の上程

○議長（村上昭正君） 日程第16、議案第73号 小野町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長

吉田事務局長。

[議会事務局長朗読]

---

#### ◎議案第73号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

[町長 大和田 昭君登壇]

○町長（大和田 昭君） 次に、議案第73号 小野町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてありますが、本案は、本年12月24日で任期満了となります現委員の小野町大字小野新町字横町30番地の2、先崎慎也氏を再度、小野町教育委員会の委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期につきましては、任命された日から4年の任期となるものであります。

以上、議案第73号 小野町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてご説明を申し上げましたが、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。提出の説明といたします。よろしくお願いを申し上げます。

---

◎議案第73号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第73号 小野町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第73号について質疑を終わります。

---

◎議案第73号の採決

○議長（村上昭正君） 次に、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

議案の採決を行います。

議案第73号 小野町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案に同意することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（村上昭正君） 起立全員であります。

したがって、議案第73号 小野町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

◎議案の委員会付託

○議長（村上昭正君） 日程第17、議案の委員会付託を行います。

お手元に配付の付託事件表をご覧ください。

本案のとおり常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議ありませんので、付託事件表のとおり常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

◎請願・陳情の委員会付託

○議長（村上昭正君） 日程第18、請願・陳情の委員会付託を行います。

陳情第10号については、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり付託いたします。

なお、陳情書の写しはお手元に配付のとおりであります。

---

◎散会の宣告

○議長（村上昭正君） 以上をもって本日の会議日程は全部終了いたしました。

本日の会議はこれをもって散会といたします。

散会 午前11時03分